

(2) その他の廃棄物のリサイクル

ア. 農業用使用済みプラスチック

廃プラスチック・・・再生、埋め立て、焼却

農業用使用済みプラスチック発生量

(単位：万トン、%)

	農業用使用済みプラスチック計	塩化ビニルフィルム	ポリエチレンフィルム	その他フィルム	その他プラスチック
数量	17.9	10.0	6.4	0.7	0.8
割合	100.0	55.9	35.8	3.9	4.4

「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況(平成10年7月～11年6月実績)」
(農林水産省野菜振興課)

廃プラスチックの処理方法別割合(%)

	再生	埋立	焼却	その他
廃プラスチック全体	1.4	3.3	5.3	-
農業用廃プラスチック計	3.5	2.8	1.8	1.9
うち塩化ビニルフィルム	5.1	2.6	8	1.5
ポリエチレンフィルム等	1.7	3.0	3.1	2.2

「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況(平成10年7月～11年6月実績)」
注：焼却処理には発電利用等を含む。(農林水産省野菜振興課調べ)

イ. 容器包装等

容器包装リサイクル法に基づき、回収、再生利用

容器包装リサイクルの状況

単位：千トン、%

	生産量	回収量	回収率
ガラスびん	1,820	1,416	77.8
PETボトル	362	125	34.5
スチール缶	1,215	1,023	84.2
アルミ缶	266	214	80.6
飲料用紙容器	182.2	40.2	22.1

資料：スチール缶；スチール缶リサイクル協会、アルミ缶；アルミ缶リサイクル協会、
ガラスびん；ガラスびんリサイクル促進協議会、飲料用紙容器；全国牛乳容器環境協議会、PETボトル；PETボトルリサイクル推進協議会

注：PETボトル、アルミ缶、飲料用紙容器は平成12年度、その他は平成11年。

4. 循環型社会形成に関する施策の概要

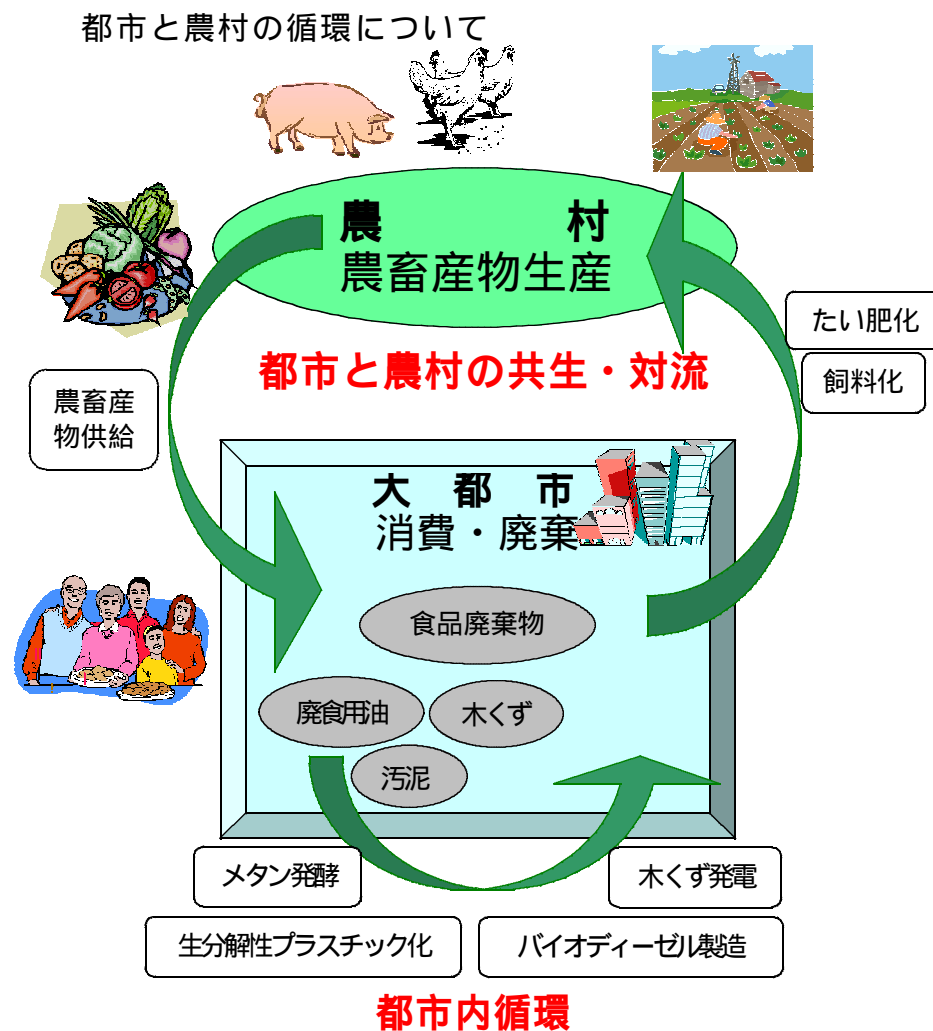
(1) 食品リサイクル

一般廃棄物の中で大きな割合を占めている食品廃棄物のリサイクル等の推進を図るため、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(略称：食品リサイクル法)が成立し、平成13年5月1日に施行。

平成14年4月までに、全国で100回を超す法説明会を開催し普及を図るとともに、同法第10条に基づく登録再生利用事業者として現在16事業者を登録。

登録再生利用事業者とは：リサイクルを確実に実施することができる再生利用事業者を登録することにより、食品事業者がリサイクルの委託先を容易に選択できるとともに、再生利用事業者が受託先の拡大を図れることを目的としている。

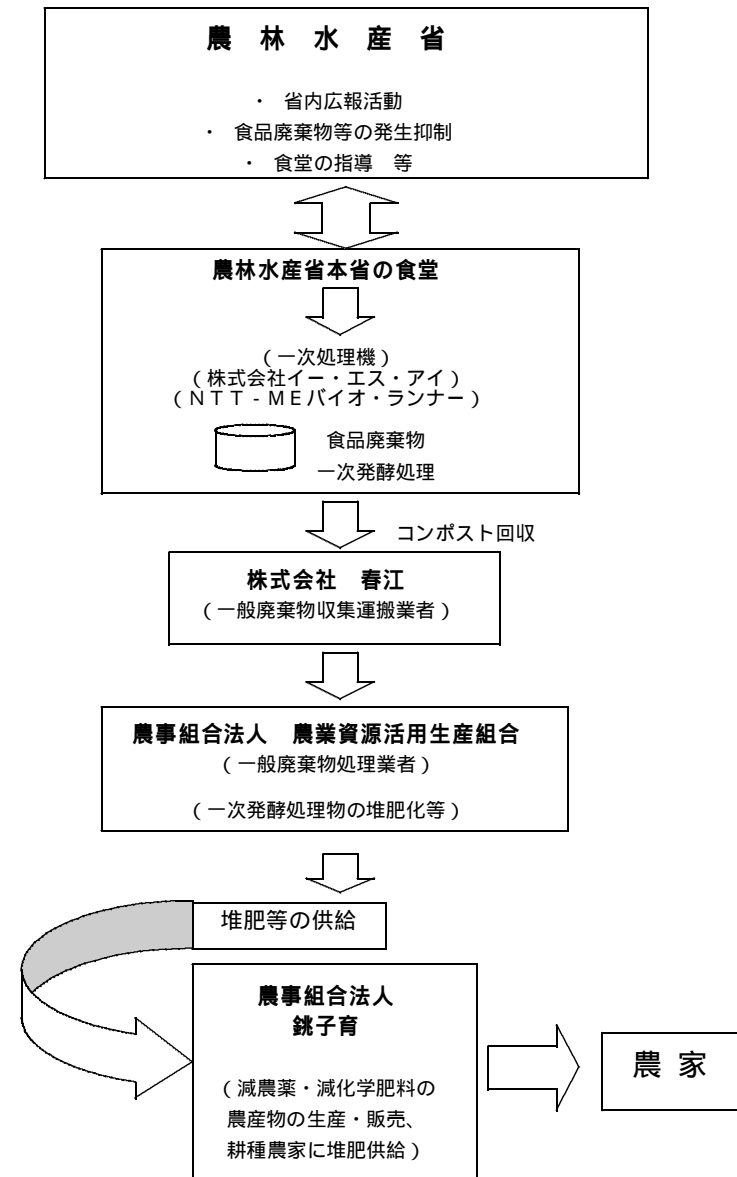
また、食品廃棄物のリサイクルを推進するため、肥飼料化施設のほか、メタン発酵施設や生分解性プラスチック製造施設等先進的・モデル的なリサイクル施設の整備に対して助成。



「隗より始めよ」ということで、昨年9月の総理大臣の所信表明演説においても表明された、農林水産省の本省の食堂から出る食品廃棄物のリサイクルについては、昨年12月21日から開始。

食品の製造・流通・消費段階で排出される食品廃棄物の発生抑制技術やその高度再利用技術、堆肥やエネルギーに複合的に利用する技術等の開発を積極的に支援。

農林水産省本省食堂の食品廃棄物のリサイクル



(2) 環境保全型農業の推進

耕畜連携の取組強化

家畜排せつ物等の有機性資源のリサイクル、良質たい肥、緑肥の導入などによる効率的な土づくりにより、環境と調和のとれた農業生産の確立を図るため、耕種分野と畜産分野それぞれの環境関連対策を新たに一本化。

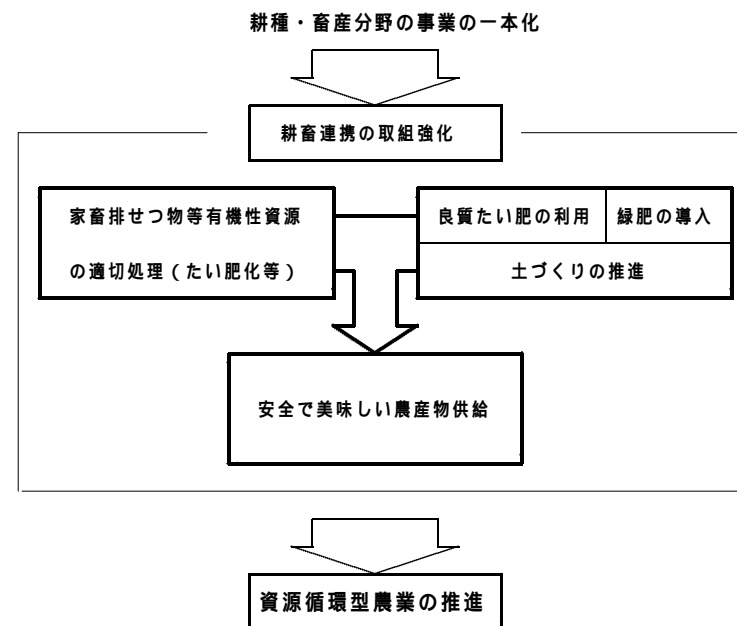
環境保全型農業に取り組もうとする農業者等に対しては、技術実証ほの設置や協議会の開催、家畜排せつ物等のたい肥化施設、メタン発酵等を利用したエネルギー利用施設等の共同利用施設の整備。

家畜排せつ物の有効利用の促進

野積み、素掘り等不適切な家畜排せつ物の管理が存在し、対応が必要な戸数は全国で約4万戸と推計。

家畜排せつ物処理施設の整備については「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき都道府県が策定した施設整備目標に基づいて計画的に推進するとともに、国としても、個々の畜産農家や地域の実情に応じた適切な施設整備を支援するため、補助事業（公共、非公共）、補助付きリース事業、制度資金等を措置。

今後は、さらに畜産と耕種の連携強化を図り、たい肥の流通利用を促進。



都道府県計画における施設整備目標（目標年度：平成16年度）

共同処理を行う農家	約 17,600 戸（約 3,900 か所）
個人処理を行う農家	約 11,500 戸
小計	約 29,100 戸（要施設整備）
防水シート等による簡易な対応を行う農家	約 10,500 戸
合計	約 39,600 戸

環境保全型農業と持続農業法

環境保全型農業に取り組む農家は約50万戸で、販売農家の約2割（2000年世界農林業センサス）

環境保全型農業への取組状況（全国、販売農家）

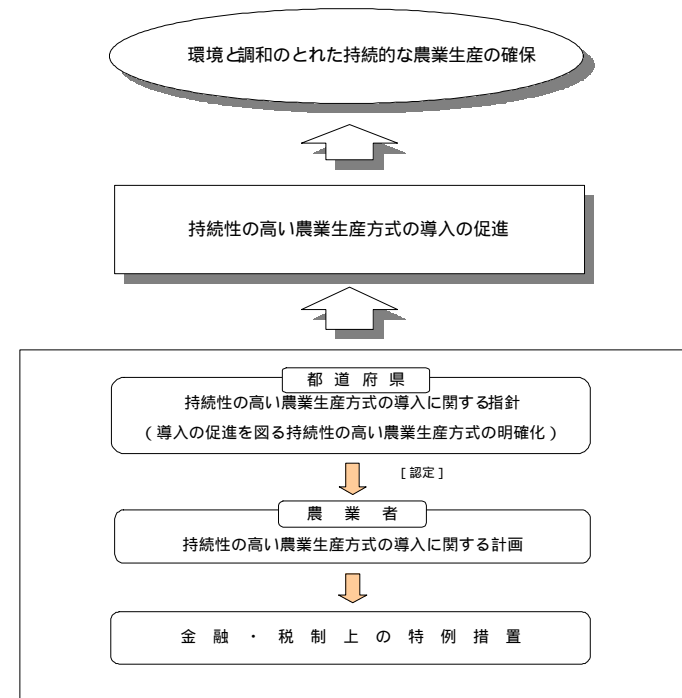
	環境保全型農業に取り組む農家数	取組内容		
		無農薬・無化学肥料	農薬及び化学肥料半以下	その他
戸数(戸)	501,556	10,816	384,534	106,206
割合(%)	21.5	0.5	16.5	4.5

資料：2000年農林業センサス

注：割合とは販売農家(234万戸)に占める割合である。

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年10月施行）」では、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者に対し、金融（農業改良資金の貸付けに関する特例）・税制上（農業機械についての課税の特例）の支援措置を実施。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律概念図



（技術の具体例）

- ・ 土壌の性質の改善する効果が高い土づくりの技術（たい肥等有機質資材、緑肥作物）
- ・ 化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術（局所施肥、肥効調節型肥料、有機質肥料等）
- ・ 化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術（生物農薬、フェロモン、除草用動物等）

(3) 木材・木質資源の利用の促進

木材は、断熱性が高く、調湿作用があり、目に与える刺激が小さいなど、人に心地よい感覚を与える素材であり、また、その利用を促進することは、吸収源対策、排出抑制対策の両面で、地球温暖化防止に大きく貢献。

吸収源対策による削減目標3.9%を確保するため、農林水産省として、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を策定、展開し、新たな森林・林業基本計画に基づく森林整備や木材利用等を計画的に強力に推進する考え。

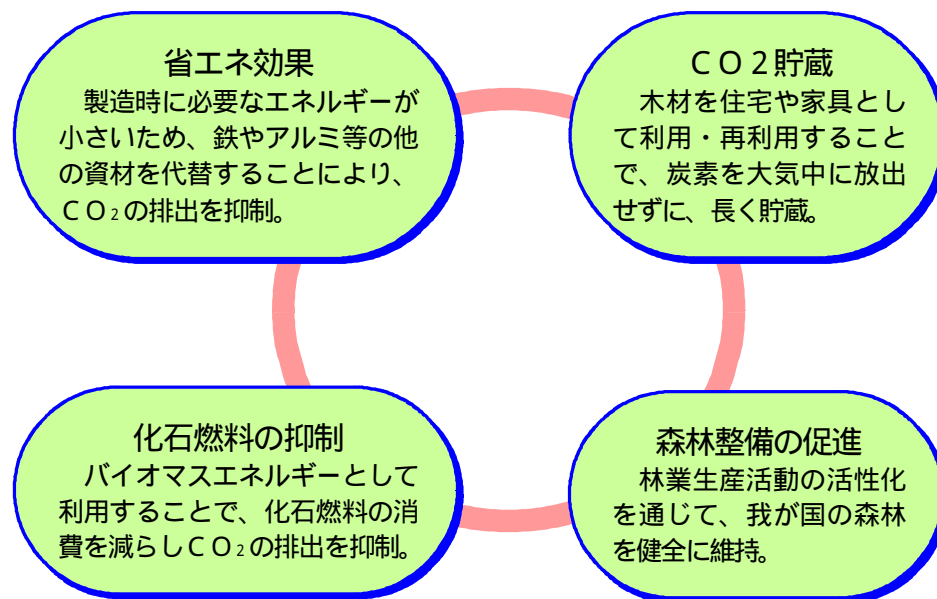
この中で、森林整備と木材利用は一体的に進めていくことが必要と位置づけ。

基本計画では、2010年の木材供給・利用目標を25百万m³と設定（現状は20百万m³）。この実現のため以下の施策を推進。

- ・木材の利用促進の意義・利点についての普及啓発
- ・住宅・公共施設等での利用促進
 - 木造住宅やリフォーム、非木造住宅の内装木質化等
 - 公共施設や公共土木事業
 - 木質新素材、バイオマスエネルギー等

同時に、競争力のある木材製品を安定的に供給できる木材産業への改革も必要

【地球温暖化防止への4つの貢献】



【地球温暖化対策推進大綱（抜粋）】

4 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進

7. 温室効果ガス吸収源対策の推進

(1) 森林・林業対策の推進

吸収量の確保は 関係者全体による多大な努力が必要である国民的課題であり、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を着実かつ総合的に実施することが不可欠である。

．今後の展開

循環型社会形成に向けた国民的期待の高まりや、地球温暖化防止対策の推進を背景にして、森林資源、農作物資源、廃棄物系有機性資源等のバイオマス資源の活用に向けた施策を積極的に展開。

バイオマス資源を、肥料・飼料、エネルギー・新素材等として活用していくことにより、循環型社会の形成と地球温暖化の防止に貢献。

(循環型社会構築に向けた農林水産省の動き)

- ・ 農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部(本部長：武部農林水産大臣)を設置。(平成13年11月)
- ・ 従来の農林水産政策を見直し、消費者に軸足を移した政策へ抜本的に改革するための設計図である『「食」と「農」の再生プラン』のなかに、バイオマス資源の活用に向けた施策を位置づけ。

地球にやさしい生物エネルギー・資源の有効利用

- ・ ゼロ・エミッション(廃棄物等を循環活用する取組)の実行
- ・ バイオプロダクツ(生物素材由来製品)の開発

【バイオマス資源の活用方法】

